行政連絡会

龍河洞の繁栄施策について

問 龍河洞の繁栄施策について教えてください。

答 龍河洞については、龍河洞エリア活性化協議会が設置され、活性化策を協議してきました。また、協議された事業には、県と市で補助金を交付してきています。

令和元年7月にはリニューアルオープンにより、洞内でWi-Fiが利用できるようになったほか、光や音、映像技術による演出が導入され、同年の入洞者数は9年ぶりに12万人台に回復しました。また、令和3年4月には未公開であった西本洞を開洞し、令和5年3月には市内外への情報発信施設である「龍河洞情報館」が開館しました。コロナ禍で減少した入洞者数も回復し、昨年は18年ぶりに13万人台に回復し、令和5・6年度には看板整備に対し補助金を交付しています。

これらハード整備のほか、令和3年から高知大学・東京大学・富山大学の教授陣による学術研究が行われ、令和5年には龍河洞公開講座が開催されました。

予定されていた事業については令和6年度で終了するため、今後の施策について、龍河洞エリア活性化協議会で検討する予定です。

▲龍河洞　洞内のようす（観光コース）

自治会への加入率について

問 自治会への加入率は、肌感覚ではかなり低いと感じます。自治会＝自主防災組織となっているケースが多いと思われ、そうであれば、組織率100％を目指すような計画になっていたと思われますが、全世帯に対する加入率を高めるため、市からの勧奨・周知をお願いしたいです。

答 自治会への加入率や、役職の担い手不足問題は、香美市全域の自治会において共通の課題であり、市としても、加入への啓発活動を行っているところです。具体的には、転入者全員に自治会加入を促すチラシを配布、また、転入直後の方は自治会長の連絡先も不明というケースが多いことから、問い合わせがあれば、加入のための連絡先案内などを行っています。

野良猫や放し飼い猫の対策について

問 野良猫や放し飼いの猫が、家や車に傷をつけたり、糞尿やマーキングで臭いを発生させるなどの被害が増えています。路上への飛び出しなど、交通安全上の懸念もあります。犬と比べても猫による被害が多いため、対策をお願いします。

答 市民の方から相談があった際には、中央東福祉保健所と現地に行き、猫が増えた経緯をお聞きしたり、飼い主のいない猫不妊手術補助金の活用をご案内するなど、現状改善に努めています。

また、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録制度と異なり、飼い猫にはこのような制度がないため、飼い猫か野良猫かの区別が難しく、対応に苦慮しているところです。このため、飼い主の方には、飼っている猫は放し飼いにはせず、室内飼いや不妊・去勢手術をしていただくよう、市の広報誌やホームページなどでお知らせしています。

飼い主のいない猫についても無責任にエサを与えないなど、市民の皆さんにもご協力をお願いします。

空き家対策について

問 私たちの集落にも、放置された住居が点在しています。具体的な空き家対策を教えてください。

答 本市では空き家対策計画を策定し、市内全域で空き家調査を実施しています。活用の可能性がある空き家に対しては、アンケート等を投函し、活用の意思を確認しています。また、危険な廃屋を発見した場合や地域の方からの通報があった場合には、防災対策課で調査を行い、所有者に対し除却するよう依頼し、そのための補助金交付も実施しています。

活用できる物件がある場合は、所有者から定住推進課へご連絡ください。また、危険な家屋がある場合は、防災対策課までご連絡ください。

◀香北町会場

▶物部町会場

道路愛護作業等への補助について

問 私たちは、集落内の市道などの道路愛護作業を行っています。周辺に民家や田畑があれば、その管理者が日常的に作業をしますが、そうでない区域は、自治会が作業を行っています。

自治会が作業を行う箇所については、年に1回の作業となるため十分な手入れができず、また泥上げ作業が特に重労働で、住民だけで作業を担うことが年々厳しくなってきています。実際に作業を担う人に対する報酬やお茶代等の予算があれば、地区で作業を企画することも可能となります。取組に補助を出していただく方向で検討していただけないでしょうか。

答 道路愛護作業や日常的な路肩の草刈り、溝の泥上げにご協力いただきまして、ありがとうございます。

他の地区でも、年に数回の草刈り等を行っていただいている地区があり、市からの補助としましては、年に1回分を出しています。同じ地区に対し、2回目以降の補助は出していませんが、令和6年度につきましては、これまで、100mあたり2000円であった単価を2500円に見直しています。十分ではないかもしれませんが、今後とも、地区での草刈り等の作業にご協力をよろしくお願いします。

（作業前）↓（作業後）

増加する農地の放棄地について

問 農地の放棄地が増加したことにより環境が悪化し、病虫害の発生や有害鳥獣の温床となることで、農作物被害が発生しています。また、放棄地周辺の住宅への被害や山林火災の発生についても、一刻の猶予もないと考えます。持ち主不明で連絡がとれない土地などがあり、市の担当課に相談しましたが、個人の所有物には手が出せないとの回答でした。早急に、国や県に対して解決策を要望することをお願いします。

答 （農業委員会）

農業委員会は、農地法2条2に規定される、所有者及び耕作者等が農地を適正に管理する義務に基づいて、適正な管理ができていない農地の所有者等に対して指導や勧告を行っています。

ご指摘のとおり、遊休農地が年々増加し、周辺の農業のみならず、地域の環境にも悪影響を与えていることも承知しています。背景としまして、高齢化や後継者不足に加え、農業インフラの老朽化や農業そのものの収益の減少等により、耕作を放棄するケースが増えてきていることもあります。

厳しさを増す農業・農家に対して、個人の経営努力でなんとかしなさいという従来の行政の姿勢は、限界を迎えていると思います。

国民の食料を確保するということは、食材を生み出さない大都市圏や国も、住民を守る意味では同じ責任と危機意識を持っていただかないといけないと考えます。こういった地方の農業の窮状を、国にも訴えていきたいと思います。

また、著しく農地が崩壊し、防災上等の要因によりやむを得ず遊休農地等に関して行政代執行等を行う場合には、農業委員会には執行権がありませんので、市長部局で協議をすることになると思います。

答 （農林課）

遊休農地が周辺農地に著しい支障を及ぼす時は、農地法第42条の規定により、市長は遊休農地の所有者等に対して支障の除去等の措置を命ずることができるとなっており、その命令に従わない場合は、市において当該支障の除去等の措置を講じ、措置に要した費用を徴収することができることになっています。

しかし、すべての遊休農地に対し市で措置を講じ、その費用を徴収することが困難であることから、その前段の措置命令についても、市で実施することは、同様に困難であると考えます。

高齢化や後継者不足が懸念されるなか、農林課では中山間直接支払交付金や多面的機能支払交付金等の各種制度を推進することで、耕作放棄地の解消に努めていきたいと考えています。これら制度の活動組織で事業への加入を勧めていただき、地域の遊休農地の発生防止にご協力いただければ幸いです。